

令和7年度決算に見る東根市の財政状況

東根市の財政の
すがたを
お知らせします

令和 8年 10 月

山 形 県 東 根 市

はじめに

国においては、経済再生と財政健全化の両立を図ることを基本方針とし、「経済・財政新生計画」により、国と地方を合わせた財政収支の黒字化を目指すとしています。

一方、国が目指す一人ひとりが多様な幸せを実現でき、持続可能で強靱な社会の実現や地方活性化には、地域の実情に応じたきめ細かな対応が不可欠であり、身近な行政サービスの担い手である地方自治体の果たす役割は年々大きいものとなっております。

こうした状況を踏まえ、本市においても「第5次総合計画」に掲げる施策について自主性・主体性を最大限に発揮しながら取り組み、身近な行政サービスを安定的に提供できるよう、持続可能な財政基盤の構築に努めているところです。

市政に対する皆さまの一層のご理解とご協力をいただきたく、ここに令和7年度決算に基づく財政状況をお知らせいたします。

目次

1. 東根市の会計について
2. 普通会計歳入・歳出決算額
3. 歳入の状況
4. 市税の状況
5. 歳出の状況
6. 実質収支の状況
7. 市債の状況
8. 基金の状況
9. 財政指標について
10. プライマリーバランスについて

凡 例

- 1 文中及び各表中で用いる金額は、単位未満を四捨五入していますので、計が一致しない場合があります。
- 2 比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入していますので、計が一致しない場合があります。
- 3 各表中の「0.0」は、該当数値はありますが、単位未満のものを表します。
- 4 各表中の「-」は、該当数値がないものを表します。

1. 東根市の会計について

東根市の財政は、次の会計で構成されています。

◎一般会計

東根市の会計の中心で、行政運営の基本的な経費がまとめられています。

企業でいえば親会社にあたり、みなさんの税金を受け入れたり、次に紹介する特別会計や企業会計に必要な資金を繰り出したりします。

◎特別会計

特定の事業を行う場合や特定の収入をその事業の支出に充てる場合、その経費を明らかにするため、一般会計と区別してまとめられています。令和7年度では5つの特別会計があります。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 国民健康保険特別会計 | (2) 東根財産区特別会計 |
| (3) 介護保険特別会計 | (4) 市営墓地特別会計 |
| (5) 後期高齢者医療特別会計 | |

◎公営企業会計

東根市が経営する、原則として独立採算による事業で、経理の方法は一般会計や特別会計とは異なり、民間会社と同じ複式簿記により損益計算書や貸借対照表を作成しています。東根市が経営する公営企業は次の3つです。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 水道事業会計 | (2) 工業用水道事業会計 |
| (3) 公共下水道事業会計 | |

一般会計と特別会計の間では、一般会計から一定の基準に従って必要な経費を繰り出したり、反対に特別会計から一般会計へ繰り入れたりしています。また、公営企業会計へは、一般会計から負担金を支出しています。このように、一般会計と特別会計、公営企業会計は、それぞれ独立して予算を編成し決算していますが、全体として東根市の財政を形づくっています。

この「東根市の財政のすがた」では、原則として、一般会計と特別会計の一部が構成する普通会計について取り上げていきます。普通会計とは、全国の自治体が同じ条件で比較するための概念として、毎年全自治体で作成している「地方財政状況調査」の会計単位です。

※令和7年度普通会計を構成する本市会計

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 一般会計 | (2) 市営墓地特別会計 |
|----------|--------------|

2. 普通会計歳入・歳出決算額

(1) 普通会計決算額について

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算は、それぞれの会計ごとに市議会で認定を受けて決算額を確定します。また、「地方財政状況調査」という地方公共団体の決算に関する統計において、一般会計と特別会計の一部で構成される普通会計の状況を、毎年全国統一の基準でまとめています。

地方財政状況調査は、予算の執行を通じて地方公共団体がどのような財政運営をしたのか、その検証の基礎となるもので、類似団体との比較など、財政分析による自己診断も可能です。経常収支比率及び実質公債費比率などの財政指標は、この調査に基づき普通会計を対象として算出したものです。

(2) 令和7年度普通会計決算

令和7年度普通会計決算の歳入は、畜舎整備に係る県補助金の減、ふるさとづくり寄附金の減等があったものの、普通交付税の増、地方税の増、就学前教育・保育施設整備交付金の増、児童手当負担金の増等により、全体では前年度比3.3%増の299億5,224万1千円となりました。

歳出は、畜舎整備に係る補助金の皆減や定額減税補足給付金事業の減、除排雪関連事業の減があったものの、保育所等整備支援事業費補助金の皆増、保育所等給付費の増、児童手当給付事業の増、はしご付消防自動車購入事業の皆増、市民生活応援商品券配布事業の皆増により、前年度比3.1%増の289億9,624万1千円となりました。

令和7年度の東根市普通会計決算額

歳入 299億5,224万1千円

歳出 289億9,624万1千円

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	29,944,281	28,994,728
市営墓地特別会計	7,960	1,513
小計 (A)	29,952,241	28,996,241
統計に係る調整額 (B)	0	0
決算額 (純計 A - B)	29,952,241	28,996,241

歳入内訳

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	7,405,371	24.7%	6,949,136	24.0%	456,235	6.6%
2. 地方譲与税	186,078	0.6%	184,701	0.6%	1,377	0.7%
3. 利子割交付金	11,204	0.0%	2,132	0.0%	9,072	425.5%
4. 配当割交付金	30,029	0.1%	28,286	0.1%	1,743	6.2%
5. 株式等譲渡所得割交付金	53,784	0.2%	41,442	0.1%	12,342	29.8%
6. 地方消費税交付金	1,378,594	4.6%	1,276,580	4.4%	102,014	8.0%
7. ゴルフ場利用税交付金	512	0.0%	406	0.0%	106	26.1%
8. 環境性能割交付金	16,219	0.1%	16,685	0.1%	-466	-2.8%
9. 法人事業税交付金	88,494	0.3%	90,454	0.3%	-1,960	-2.2%
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	20,598	0.1%	19,879	0.1%	719	3.6%
11. 地方特例交付金	71,686	0.2%	297,294	1.0%	-225,608	-75.9%
12. 地方交付税	5,534,483	18.5%	5,050,133	17.4%	484,350	9.6%
13. 交通安全対策特別交付金	5,886	0.0%	5,832	0.0%	54	0.9%
14. 分担金及び負担金	66,829	0.2%	438,049	1.5%	-371,220	-84.7%
15. 使用料	89,200	0.3%	96,441	0.3%	-7,241	-7.5%
16. 手数料	27,744	0.1%	28,932	0.1%	-1,188	-4.1%
17. 国庫支出金	4,163,911	13.9%	3,571,776	12.3%	592,135	16.6%
18. 県支出金	1,875,354	6.3%	2,251,958	7.8%	-376,604	-16.7%
19. 財産収入	15,514	0.1%	6,403	0.0%	9,111	142.3%
20. 寄附金	2,345,072	7.8%	2,631,811	9.1%	-286,739	-10.9%
21. 繰入金	2,960,385	9.9%	3,044,126	10.5%	-83,741	-2.8%
22. 繰越金	893,679	3.0%	853,235	2.9%	40,444	4.7%
23. 諸収入	472,015	1.6%	578,409	2.0%	-106,394	-18.4%
24. 市債	2,239,600	7.5%	1,545,240	5.3%	694,360	44.9%
歳入合計	29,952,241	100.0%	29,009,340	100.0%	942,901	3.3%

※端数調整のため、積上げと合計が一致しない場合があります。

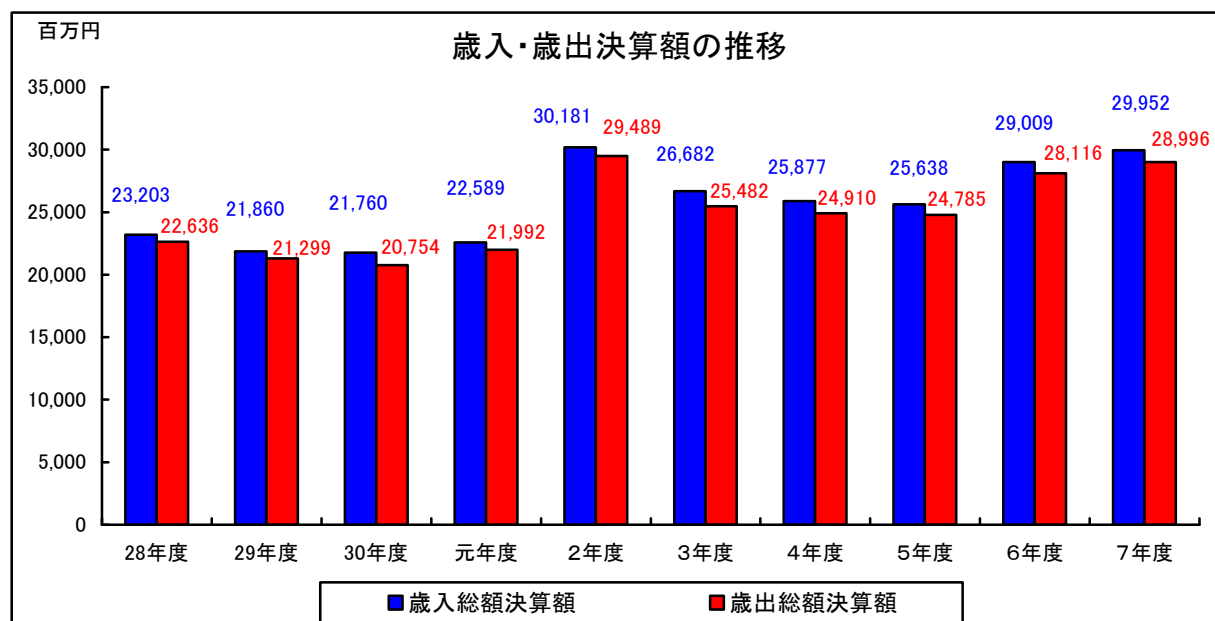
歳出内訳

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 人件費	3,539,205	12.2%	3,300,537	11.7%	238,668	7.2%
2. 物件費	4,684,510	16.2%	4,717,102	16.8%	-32,592	-0.7%
3. 維持補修費	857,793	3.0%	1,126,392	4.0%	-268,599	-23.8%
4. 扶助費	5,720,592	19.7%	5,556,346	19.8%	164,246	3.0%
5. 補助費等	3,442,847	11.9%	3,034,514	10.8%	408,333	13.5%
6. 公債費	2,216,483	7.6%	2,197,471	7.8%	19,012	0.9%
7. 積立金	2,406,055	8.3%	2,715,116	9.7%	-309,061	-11.4%
8. 投資及び出資金・貸付金	374,900	1.3%	221,100	0.8%	153,800	69.6%
9. 繰出金	1,639,990	5.7%	1,651,374	5.9%	-11,384	-0.7%
10. 普通建設事業費	4,112,840	14.2%	3,592,503	12.8%	520,337	14.5%
11. 災害復旧費	1,026	0.0%	3,206	0.0%	-2,180	-68.0%
歳出合計	28,996,241	100.0%	28,115,661	100.0%	880,580	3.1%

※端数調整のため、積上げと合計が一致しない場合があります。

(3) 普通会計歳入・歳出決算額の推移



本市の財政規模は、まなびあテラスを整備した平成28年度に230億円超、平成29年度以降も、教育環境の整備に向けた小学校のトイレリニューアル工事、小中学校冷房施設設置工事、東の杜資料館リノベーション工事などの大型事業を実施したことで、200億円を超える大きな額になっています。令和2年度には、神町小学校の移転改築工事、ひがしねこども園整備などの大型事業に加え、特別定額給付金や緊急経済対策をはじめとした新型コロナウイルス感染症対応関連経費の増大により、初めて300億円を超えました。

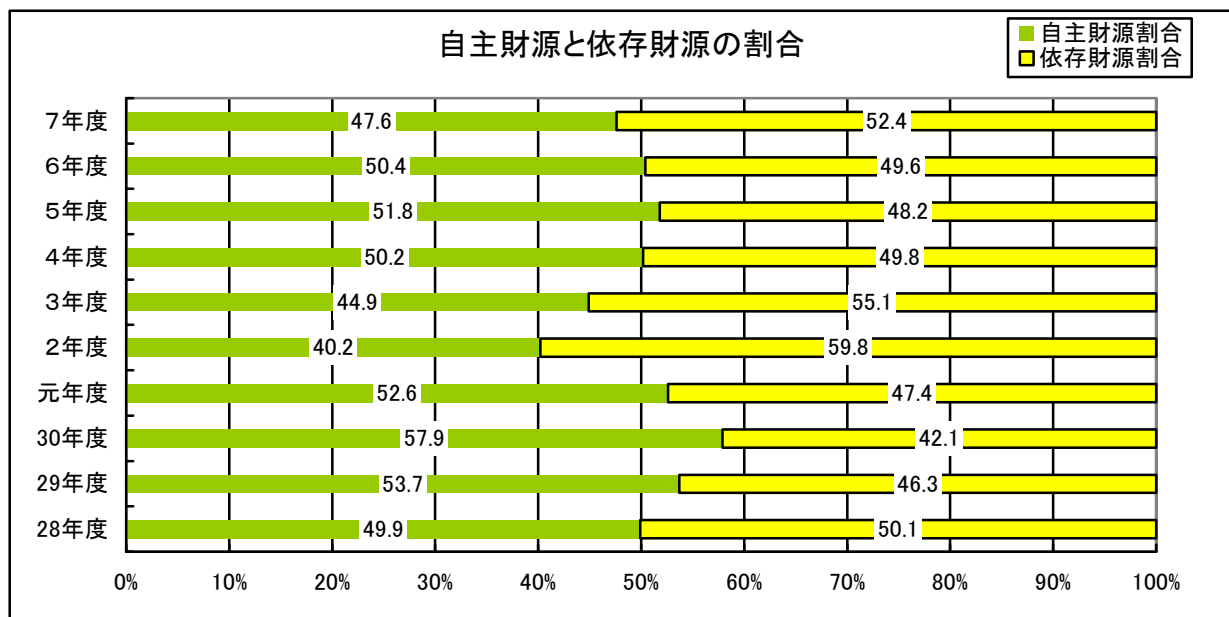
令和3年度から緩やかに減少していましたが、令和6年度から増加に転じ、令和7年度は、保育所等整備支援事業費補助金、はしご付消防自動車購入事業、市民生活応援商品券配布事業の皆増等により、決算規模は約300億円となっています。

3. 歳入の状況

(1) 自主財源と依存財源

東根市の歳入構造を見ると、平成28年度からは、ふるさと納税制度による寄附金の増額、法人市民税の増収により、自主財源の割合が大きく伸びています。令和2・3年度は、令和元年度に比べ、定額給付金をはじめとする経済対策事業等に係る国庫支出金の増加や地方交付税の伸び、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気低迷の影響による法人市民税の減等により、依存財源の割合が増加しました。

令和7年度は、給与・賃金の上昇等による個人住民税の増はありましたが、地方交付税の増、国庫支出金の増、市債発行額の増等により、依存財源の割合が増加しています。



令和7年度歳入決算（自主財源及び依存財源別）の状況

（単位：千円）

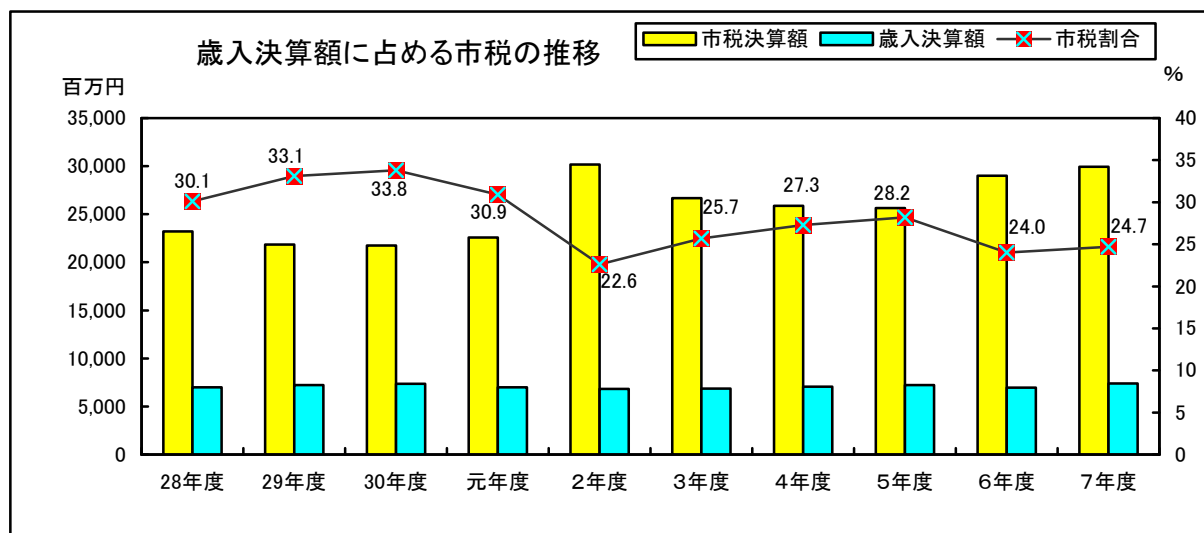
区 分	令和7年度		令和6年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	7,405,371	24.7%	6,949,136	24.0%	456,235	6.6%
2. 分担金及び負担金	66,829	0.2%	438,049	1.5%	-371,220	-84.7%
3. 使用料	89,200	0.3%	96,441	0.3%	-7,241	-7.5%
4. 手数料	27,744	0.0%	28,932	0.1%	-1,188	-4.1%
5. 財産収入	15,514	0.1%	6,403	0.0%	9,111	142.3%
6. 寄附金	2,345,072	7.8%	2,631,811	9.1%	-286,739	-10.9%
7. 繰入金	2,960,385	9.9%	3,044,126	10.5%	-83,741	-2.8%
8. 繰越金	893,679	3.0%	853,235	2.9%	40,444	4.7%
9. 諸収入	472,015	1.6%	578,409	2.0%	-106,394	-18.4%
自主財源合計(C)	14,275,809	47.6%	14,626,542	50.4%	-350,733	-2.4%
1. 地方交付税	5,534,483	18.5%	5,050,133	17.4%	484,350	9.6%
2. 地方譲与税	186,078	0.6%	184,701	0.6%	1,377	0.7%
3. 国庫支出金	4,163,911	13.9%	3,571,776	12.3%	592,135	16.6%
4. 県支出金	1,875,354	6.3%	2,251,958	7.8%	-376,604	-16.7%
5. 市債	2,239,600	7.6%	1,545,240	5.3%	694,360	44.9%
6. その他	1,677,006	5.6%	1,778,990	6.1%	-101,984	-5.7%
依存財源合計(D)	15,676,432	52.4%	14,382,798	49.6%	1,293,634	9.0%
歳入合計(C)+(D)	29,952,241	100.0%	29,009,340	100.0%	942,901	3.3%

※端数調整のため、積上げと合計が一致しない場合があります。

4. 市税の状況

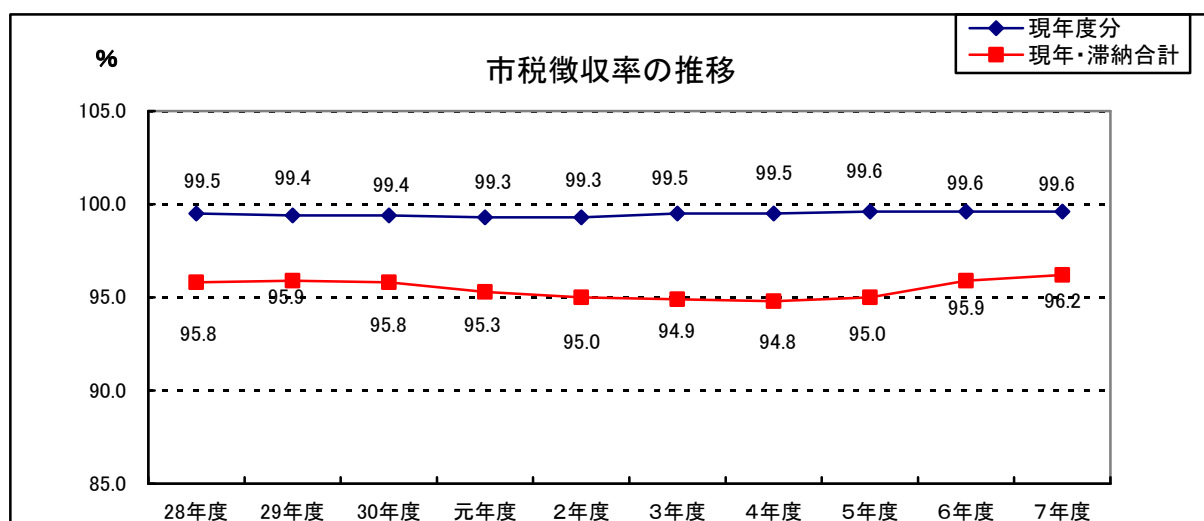
東根市の歳入の約4分の1は、市民や企業のみなさんに納めていただいた市税です。

令和7年度は、給与・賃金の上昇と定額減税がなくなったことによる個人住民税の増、企業収益の改善に伴う法人市民税の増により6.6%の増となっています。歳入に占める市税の割合は、令和6年度に減少し、令和7年度もほぼ横ばいとなっています。



(単位:百万円 %)

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
歳入決算額 a	23, 203	21, 860	21, 760	22, 589	30, 181	26, 682	25, 877	25, 638	29, 009	29, 952
市税決算額 b	6, 986	7, 226	7, 354	6, 991	6, 820	6, 859	7, 074	7, 228	6, 949	7, 405
b/a	30. 1	33. 1	33. 8	30. 9	22. 6	25. 7	27. 3	28. 2	24. 0	24. 7



市税徴収率については、収納対策本部を設置し、毎年収納・徴収方法を検証しながら取り組んでいます。納税相談員による継続した催告の実施、納税アドバイザーの活用、コンビニ収納やキャッシュレス決済の導入による納付手段の多様化とあわせて、滞納者の実情を踏まえたきめ細かな対応に努めることで、概ね96%の収納率を維持しています。

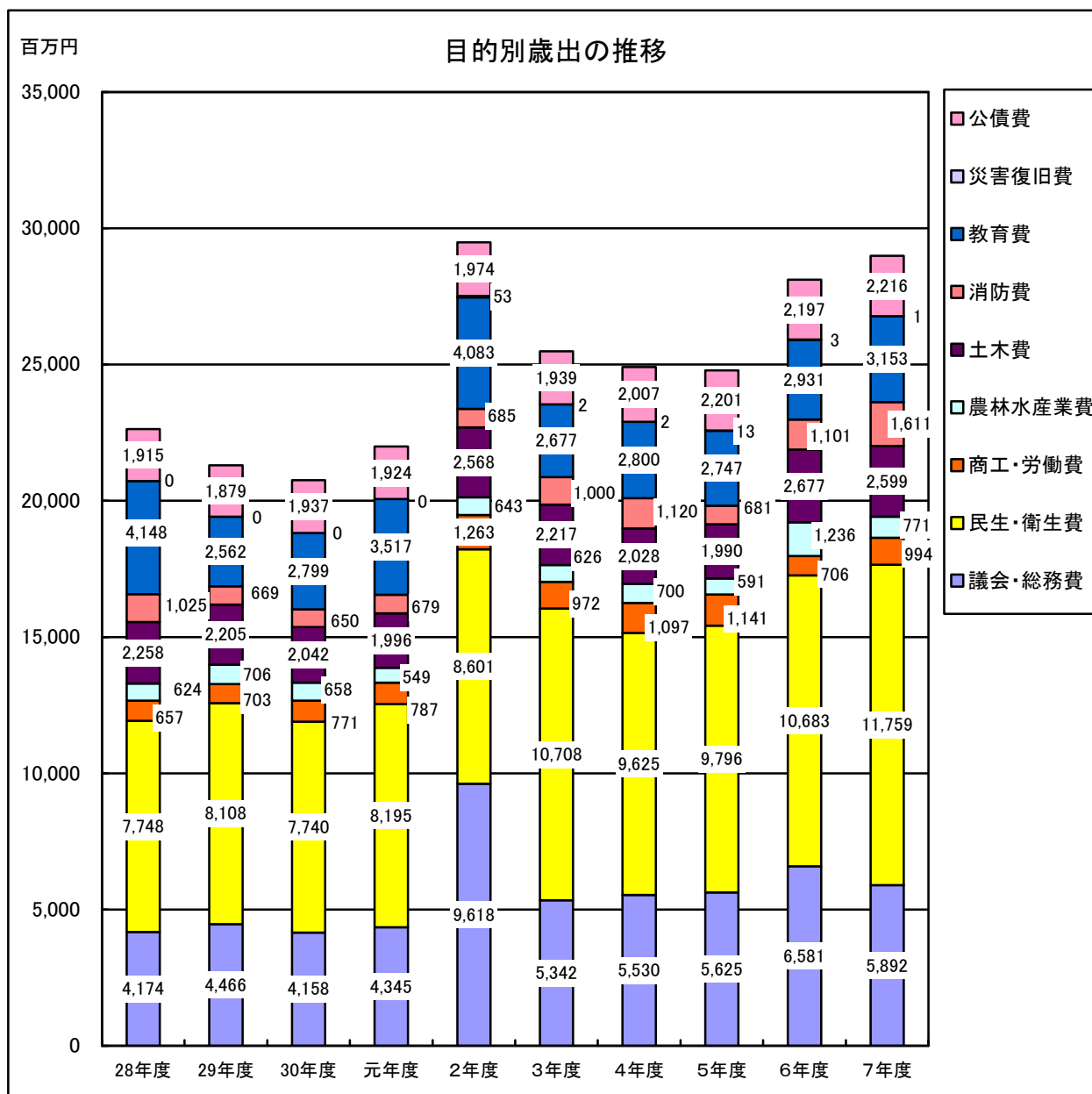
5. 歳出の状況

(1) 目的別歳出の推移

本市の歳出を目的別に見ると、どの年度も同じような構成比になっており、民生・衛生費などの日常生活に関係の深い分野が最も大きい割合を占めています。

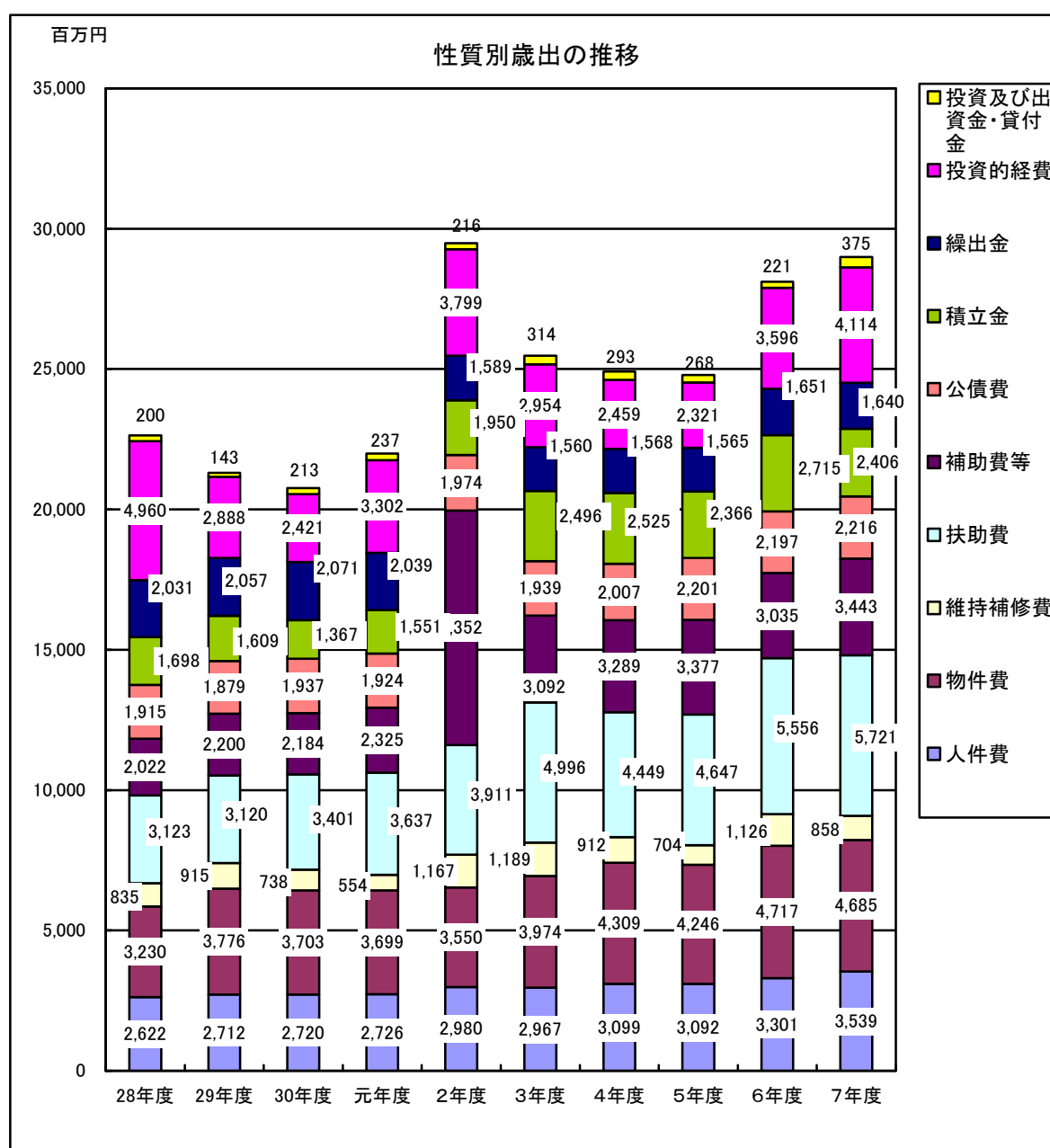
令和7年度においては、議会・総務費、農林水産業費、土木費、災害復旧費が減少した一方で、それ以外の費目は増加しています。

主な増減要因は、民生・衛生費における保育所等整備支援事業費補助金の皆増、児童手当給付事業の増、商工・労働費における市民生活応援商品券配布事業の増、消防費におけるはしご付消防自動車購入事業の皆増、教育費における東郷小学校等長寿命化改良事業の増、議会・総務費におけるふるさとづくり基金元金積立金の減、庁舎補修工事の減、ふるさと納税特産品PR事業の減、農林水産業費における畜産振興事業の減、土木費における市道除排雪事業の減となっています。



(2) 性質別歳出の推移

本市の歳出を性質別に見ると、投資的経費については大型建設事業の実施等による増減があり、令和7年度は、畜産振興事業の減があったものの、保育所等整備支援事業の増、はしご付消防自動車購入事業の増などにより前年度に比べて増加しています。扶助費については社会保障の充実等により、年々その割合は高くなっていますが、令和7年度は、児童手当給付事業の増、保育所等給付費の増などにより増加しています。補助費等は、北村山公立病院組合負担金の増、東根市外二市一町共立衛生処理組合負担金の増、市民生活応援商品券配布事業の増などにより前年度に比べ、増加しています。物件費は、ふるさと納税特産品PR事業の減などにより減少しています。積立金はふるさとづくり基金元金積立の減により減少しています。また、人事院勧告による月例給等の引き上げの影響により、人件費が増加しています。



(3) 義務的経費

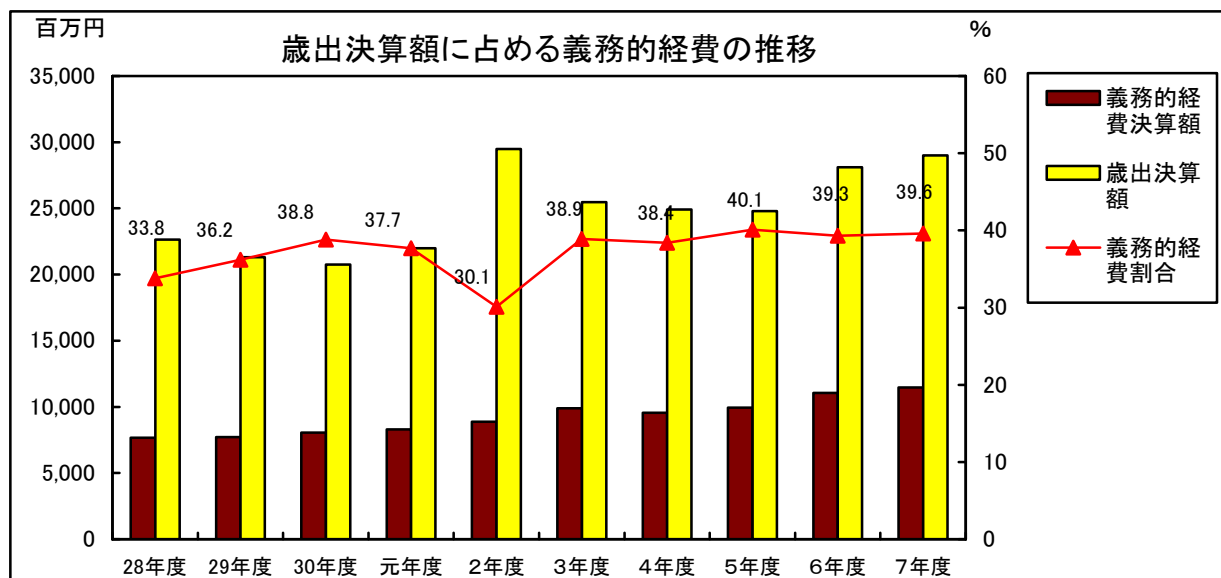
地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費については、その支出が義務付けられ任意に削減することが困難な経費として、義務的経費といいます。歳出に占める義務的経費の割合が高いと、財政が硬直化し、財政構造の悪化が懸念されます。

本市の歳出全体に占める義務的経費の割合は、公債費については、市債の発行額を抑えるなど抑制を図っていますが、近年の大型事業に係る市債の元金償還開始による増、人事院勧告による月例給・期末手当引き上げの影響による人件費の増、社会保障の充実等による扶助費の増などにより増加しています。

自主財源の大きな増加が見込めない中、政策的な財源を確保するために、どのようにして義務的経費を抑制していくかが、行政運営の大きな課題となっています。

(単位: 百万円・%)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
歳出決算額b	22,636	21,299	20,754	21,992	29,489	25,482	24,910	24,785	28,116	28,996
義務的経費a	7,660	7,711	8,058	8,286	8,865	9,902	9,555	9,940	11,054	11,476
人件費	2,622	2,712	2,720	2,726	2,980	2,967	3,099	3,092	3,301	3,539
扶助費	3,123	3,120	3,401	3,637	3,911	4,996	4,449	4,647	5,556	5,721
公債費	1,915	1,879	1,937	1,924	1,974	1,939	2,007	2,201	2,197	2,216
義務的経費割合a/b	33.8	36.2	38.8	37.7	30.1	38.9	38.4	40.1	39.3	39.6
投資的経費	4,960	2,888	2,420	3,301	3,798	2,954	2,459	2,321	3,596	4,114
補助	2,318	1,319	709	1,419	1,651	754	538	395	1,008	1,222
単独	2,642	1,569	1,711	1,882	2,147	2,200	1,921	1,926	2,588	2,892
その他の経費	10,016	10,700	10,276	10,405	16,824	12,625	12,896	12,526	13,465	13,407
物件費	3,230	3,776	3,703	3,699	3,550	3,974	4,309	4,246	4,717	4,685
維持補修費	835	915	738	554	1,167	1,189	912	704	1,126	858
補助費等	2,022	2,200	2,184	2,325	8,352	3,092	3,289	3,377	3,035	3,443
積立金	1,698	1,609	1,367	1,551	1,950	2,496	2,525	2,366	2,715	2,406
投資・出資金・貸付金	200	143	213	237	216	314	293	268	221	375
繰出金	2,031	2,057	2,071	2,039	1,589	1,560	1,568	1,565	1,651	1,640

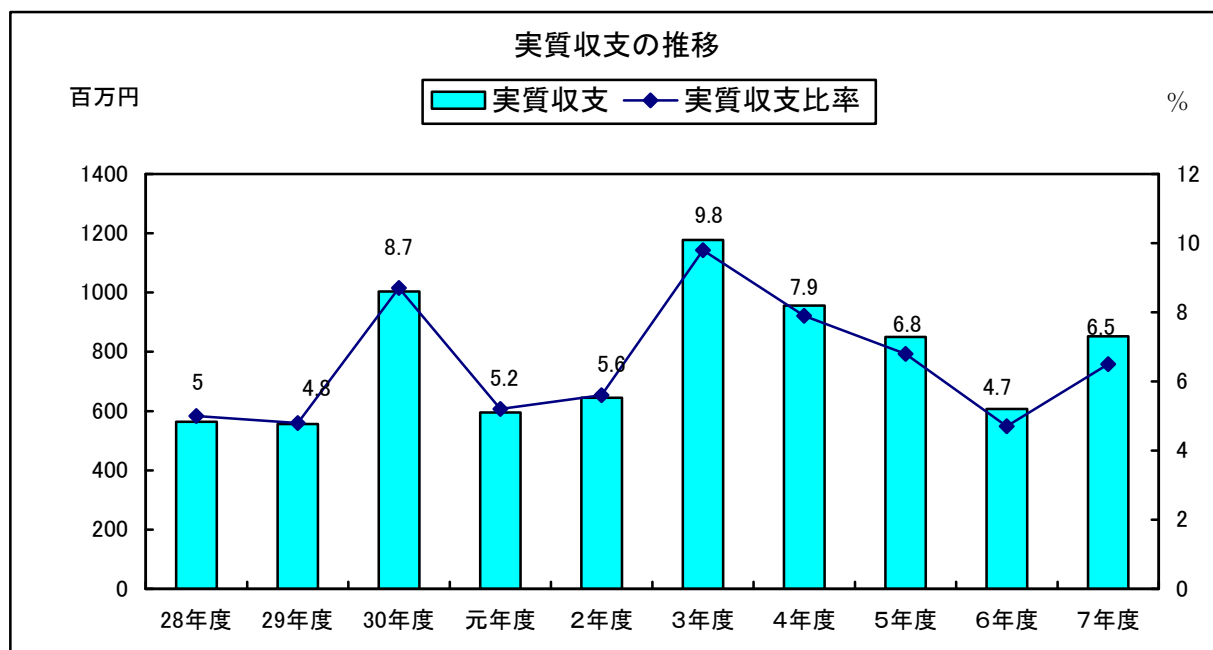


6. 実質収支の状況

(1) 実質収支・実質収支比率

歳入と歳出の収支を見る指標に実質収支があります。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額を言います。実質収支の標準財政規模（一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示す数値）に対する割合を実質収支比率といいます。市町村の特殊性や経済状況等に大きく影響されますが、一般的には3～5％が望ましいとされています。

本市においては、経済情勢等に伴う一時的な上昇がみられるものの、概ね5～7％で推移しています。上昇の主な要因については、平成30年度は法人市民税の増収等、令和3年度は法人市民税の決算の伸びや新型コロナウイルス関連事業費等に係る国庫補助金概算交付の増額等が挙げられます。令和7年度は前年度より1.8ポイント上昇しました。これは実質収支額が大きくなったためですが、予算に対して、歳入で市税、普通交付税、国庫支出金が増となったことが影響しています。



(単位: 百万円・%)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
実質収支額a	564	556	1,004	595	645	1,178	956	850	607	852
標準財政規模b	11,230	11,491	11,473	11,384	11,476	11,975	12,022	12,450	12,793	13,057
実質収支比率a/b	5.0	4.8	8.7	5.2	5.6	9.8	7.9	6.8	4.7	6.5

（２）実質単年度収支

単年度収支（当年度実質収支－前年度実質収支）の中には、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金の取崩）が含まれています。仮にこれらの要素がなかったと考えた場合、単年度収支がどのようになったかを見るのが実質単年度収支です。

令和７年度決算における形式収支は９億 ５,６００ 万円、ここから令和８年度に繰り越す事業の財源である１億 ４１９ 万 １千円を差引くと、実質収支は８億 ５,１８０ 万 ９千円となります。前年度の実質収支も繰越金として今年度の歳入に引き継がれているため、前年度実質収支 ６億 ７０４ 万 ４千円を差し引いた額 ２億 ４,４７６ 万 ５千円（単年度収支）に、黒字要素である財政調整基金積立金 ４７３ 万 ２千円と市債の繰り上げ償還額を加えてから、赤字要素である財政調整基金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は、２億 ４,９４９ 万 ７千円の黒字となります。

令和 7 年度 実質単年度収支の状況

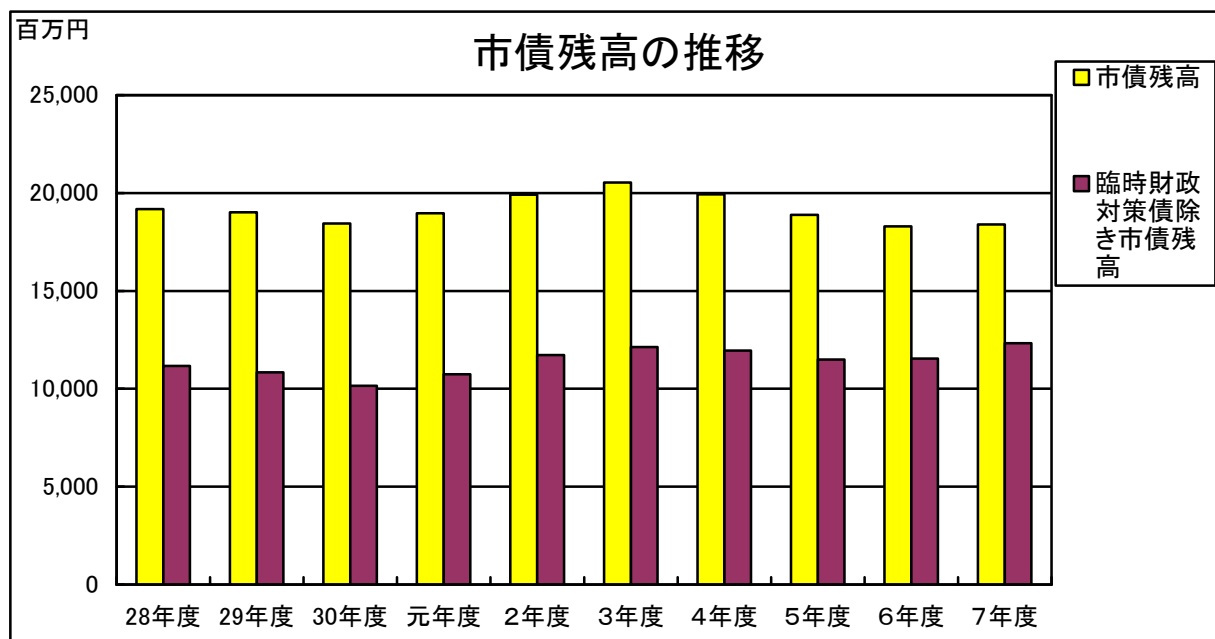
（単位：千円）

	7 年度	6 年度	増減
(1) 歳入決算額	29,952,241	29,009,340	942,901
(2) 歳出決算額	28,996,241	28,115,661	880,580
(3) 形式収支 (1)－(2)	956,000	893,679	62,321
(4) 繰越財源	104,191	286,635	－182,444
(5) 実質収支 (3)－(4)	851,809	607,044	244,765
(6) 前年度実質収支	607,044	849,681	－242,637
(7) 単年度収支 (5)－(6)	244,765	－242,637	487,402
(8) 財政調整基金積立金	4,732	764	3,968
(9) 市債繰上償還	0	0	0
(10) 財政調整基金取崩	0	0	0
(11) 実質単年度収支 (7)＋(8)＋(9)－(10)	249,497	－241,873	491,370

7. 市債の状況

市債は、施設や学校等の建設、道路整備等のための借金です。市債残高は、当年度の償還元金が借入を上回ればその差額分だけ減少します。本市においては、山形新幹線延伸関連事業、教育施設整備事業、さくらんぼタクトクルセンター建設事業等、大型事業の実施に伴い多額の市債を発行してきましたが、公債費負担適正化計画に基づき市債発行の抑制を図ってきたことなどから、極端な増加はなく一定の水準に保たれています。また、平成 13 年度から地方財政計画の財源不足を補うために、地方交付税の代替として措置された市債に「臨時財政対策債」があります。これは地方交付税の基準財政需要額の一部を縮減した部分を借入の限度額とするもので、市債発行に係る元利償還額の全額が後年度地方交付税措置の対象となります。

令和 7 年度末市債残高は、前年度比 0.6％増の 184 億 139 万 2 千円となり、市民一人当たり約 39 万円となっています。このうち 33.0％にあたる 60 億 7,399 万 7 千円が臨時財政対策債であり、臨時財政対策債を除いた実質的な市債残高は、令和 7 年度末では前年度より 7 億 8,026 万 6 千円増の 123 億 2,739 万 5 千円となっています。



市債残高推移

(単位: 百万円)

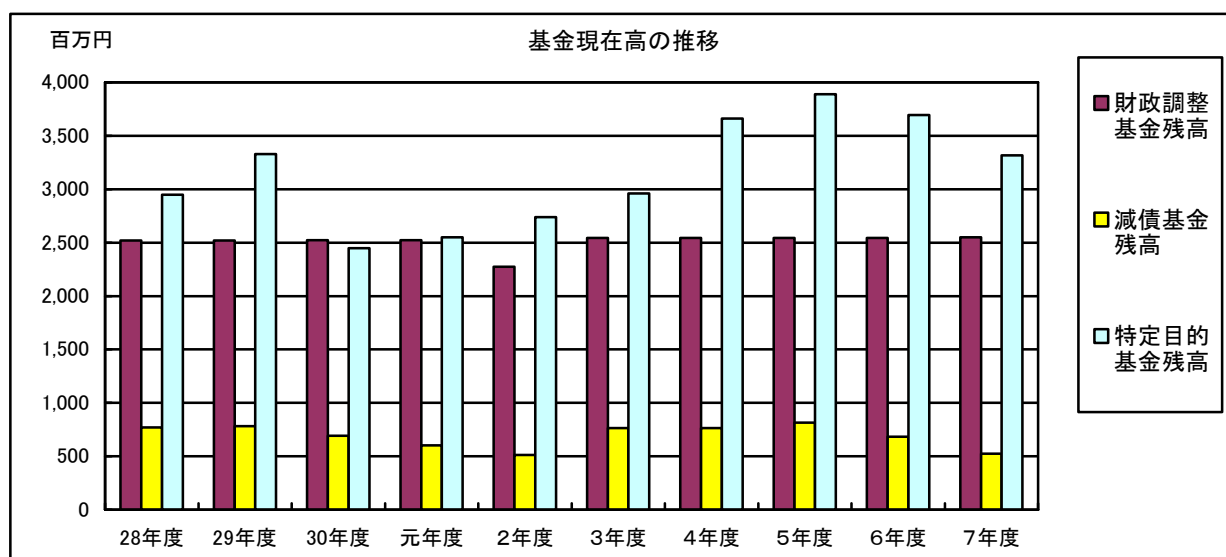
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
市債残高	19,173	19,023	18,438	18,971	19,909	20,539	19,935	18,888	18,300	18,401
うち臨時財政対策債	8,004	8,188	8,291	8,229	8,179	8,411	7,984	7,390	6,753	6,074
臨時債除き市債残高	11,169	10,835	10,147	10,742	11,730	12,128	11,951	11,498	11,547	12,327

8. 基金の状況

基金は家計における預貯金に当たり、通常の年は可能な限り積立てをし、臨時の出費があるときには取り崩して使います。本市には年度間の財源調整のための財政調整基金、市債償還のための減債基金、特定の目的のために設置した基金（特定目的基金）があります。

令和7年度で元金の積立てがあったのは、減債基金、地域振興基金、ふるさとづくり基金、森林環境管理基金で、その他は利子積立てのみとなっています。また、減債基金、ふるさとづくり基金、アイジー基金、森林環境管理基金、公共施設等総合管理基金は取り崩して事業の財源としました。

基金積立金の推移及び現在高は次図のとおりです。



基金積立金現在高推移

(単位: 百万円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
財政調整基金残高	2,519	2,521	2,522	2,524	2,274	2,543	2,544	2,544	2,545	2,549
減債基金残高	769	781	692	603	513	763	763	814	683	523
特定目的基金残高	2,948	3,330	2,449	2,549	2,738	2,960	3,660	3,890	3,694	3,316

※特定目的基金の内訳

(単位: 千円)

基金名	基金積み立て及び活用目的	7年度末現在高
地域振興基金	地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図ることを目的とする。	43,764
地域福祉基金	市内の民間団体が行う高齢者等の保健の向上及び福祉の増進を図るための活動を支援し、高齢者等が安らかな生活を営むことが出来る地域社会の形成に資することを目的とする。	940
ふるさと水と土保全基金	中山間地域における土地改良施設や地域資源の利活用等により農山村地域の活性化を図ることを目的とする。	10,000
公共文化施設整備基金	公共文化施設の整備に要する費用にあてることを目的とする。	73,955
アイジー基金	アイジー工業株式会社からの寄付金をもって基金を設置し、産業教育及び科学教育の振興費にあてることを目的とする。	37,855
ふるさとづくり基金	ふるさとづくり寄付金を基金に積み立て、地域福祉の向上や地域資源の保全等の費用にあてることを目的とする。	2,532,980
森林環境管理基金	森林整備及びその促進、普及に関する施策を実施するため森林環境譲与税を積み立てることを目的とする。	33,990
みらい環境創造基金	地球温暖化防止のため環境施策を推進することを目的とする。	6,803
公共施設等総合管理基金	公共施設等の新設、改修、維持補修などに必要な資金を積み立てることを目的とする。	575,387

9. 財政指標について

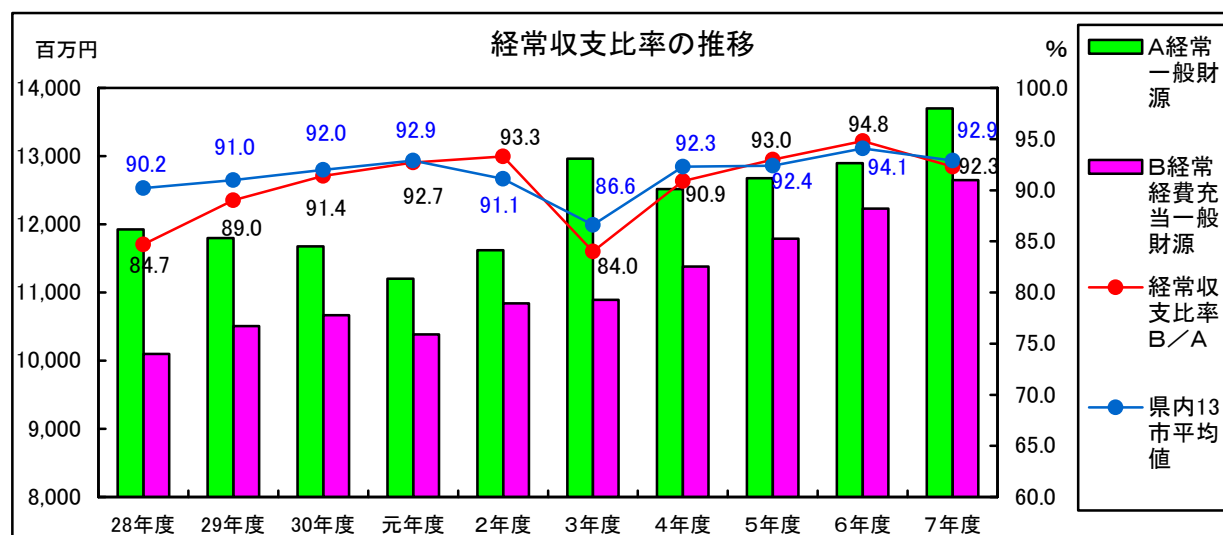
自治体が社会経済や行政需要の変化に対応していくには、財政構造の弾力性などが確保されていなければなりません。自治体の財政分析では、経常収支比率や財政力指数といった財政指標が用いられますが、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布（平成21年4月全面施行）されたことに伴い、財政の健全性に関する比率の公表の制度が設けられ、新たに健全化判断比率及び資金不足比率が加わりました。

（1）経常収支比率

経常収支比率は、自治体の財政構造の弾力性を把握する指標で、毎年度経常的に支出される経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように経常的に支出される経費に充当された一般財源）に対し、毎年度経常的に収入される経常一般財源（一般財源のうち地方税、普通交付税のように経常的に収入される一般財源）がどの程度充当されたかを見るものです。この数値が小さいほど自由に使える一般財源が多いということになり、一般的に70～80%の範囲に分布することが望ましいとされています。

本市の経常収支比率は、扶助費の増加等の要因により上昇する傾向になっています。

令和3年度は、税収や普通交付税の伸び等により数値が改善したものの、以後再び上昇傾向にありました。令和7年度は、人件費、補助費等の増があったものの、地方税や地方交付税の増収により、前年度に比べて減少しましたが、引き続き高い数値となっています。今後も事業の推進等により経常経費の増加が予測されることから、より計画的な財政運営が求められます。



(単位: 百万円・%)

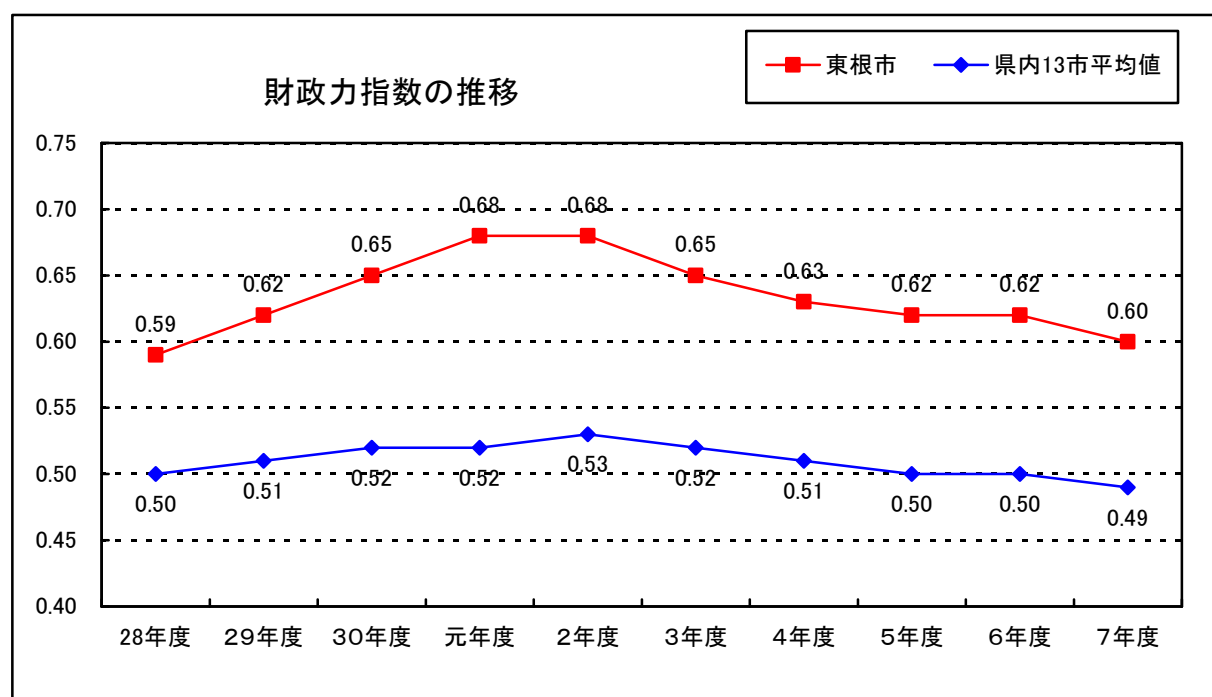
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
A 経常一般財源	11,923	11,800	11,674	11,204	11,620	12,963	12,516	12,678	12,896	13,699
B 経常経費充当一般財源	10,098	10,507	10,665	10,386	10,839	10,892	11,380	11,787	12,229	12,646
経常収支比率 B/A	84.7	89.0	91.4	92.7	93.3	84.0	90.9	93.0	94.8	92.3
県内13市平均値	90.2	91.0	92.0	92.9	91.1	86.6	92.3	92.4	94.1	92.9

（２）財政力指数

財政力指数は、人口や面積に応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるか、自治体の財政力の強弱を表す指標で、この数値が「１」に近いほど財政力が高いことを表します。また、この指数は「基準財政収入額÷基準財政需要額」で計算されるため、景気上昇等により税収が上がったり、行政サービスへの需要が減ったりすれば、この数値は上がることになります。

この財政力指数が「１」以上の自治体は財政力が強いと判断され、普通交付税の不交付団体となり、「１」を超えた分だけ通常の水準を超えた行政活動ができることになります。逆に、数値が「１」より小さいほど普通交付税に依存する割合が高いことを示します。

この強さは自主財源、特に税収の多寡により決まりますが、本市の場合、常に県内市平均を上回る水準で推移しており、「１」には遠いものの、令和７年度決算値は 0.60 となり、県内 13 市において 3 番目に高い数値となっています。



（３）健全化判断比率・資金不足比率

財政状況を多様な角度から分析することで地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐために、財政指標が一定水準以上悪化した場合に財政の早期健全化や再生を義務付けること等を内容とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 19 年 6 月に公布されました。

これにより、平成 19 年度決算より健全化比率 4 指標と、公営企業会計の資金不足比率、併せて 5 指標の公表が義務付けられ、当該比率に応じて、財政の早期健全化と再生、並びに公営企業の経営の健全化を図ることとなっています。

1) 令和7年度決算 健全化判断比率の状況

	東根市	県内13市平均	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	※1 12.94%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	—	※2 17.94%	30.0%
③実質公債費比率	9.3%	8.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	—	43.6%	350.0%	—

※1 財政規模に応じ11.25～15.00%

※2 財政規模に応じ16.25～20.00%

2) 各健全化判断比率の定義

①実質赤字比率……………一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ）に対する比率

②連結実質赤字比率………全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率……………一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率

④将来負担比率……………一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率

(※) 標準財政規模から元利償還金に対する基準財政需要額算入額を控除した額

3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、「元利償還費の水準」を図る指標として、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から従来の起債制限比率について一定の見直しを行った新たな指標です。

従前の起債制限比率算定の際に計上していた一般会計等の元利償還金に加え、公営企業の元利償還金に対する繰出金や、他の自治体と共同で行っている病院事業やごみ処理事業などの一部事務組合の元利償還金に対する負担金も反映させるもので、これまでの起債制限比率に比べ、より自治体の実態を示すものとして平成17年度決算から用いられています。

実質公債費比率が18%を超えた自治体は、協議制となった市債発行制度において、今後の財務の見通しを示した「公債費負担適正化計画」を提出のうえ、発行に際し許可を受ける必要があります。また、25%を超えれば単独事業の起債が制限されます。

本市の実質公債費比率は、起債抑制により年々減少しておりましたが、令和2年度から増加に転じており、令和7年度決算においては9.3%となっています。これは、近年の大型事業に係る市債の元金償還が開始したことが影響しています。

実質公債費比率推移

決算年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
東根市	9.6%	8.3%	7.1%	6.6%	7.1%	7.5%	7.8%	8.3%	8.8%	9.3%
県内13市平均値	9.8%	9.2%	8.6%	7.9%	7.7%	7.7%	7.9%	8.2%	8.5%	8.3%

4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額や公営企業への繰出見込額、一部事務組合への負担見込額、土地開発公社負債額負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉え、標準財政規模を基本とした額に対する比率を示した指標で、健全化法の施行に伴い、平成 19 年度決算から用いられました。

将来負担比率が 350%を超えると、早期健全化団体として財政健全化計画を策定のうえ早期健全化に取り組まなければなりません。

本市の将来負担比率は、令和 4 年度決算で初めてマイナスとなり、令和 7 年度決算も引き続きマイナスとなりました。これは将来負担が実質ないことを表します。

5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率で、健全化法の施行に伴い、毎年度公営企業ごとに比率算定と公表が義務付けられました。

資金不足比率が経営健全化基準以下になった場合には、経営健全化計画を定め、財政の早期健全化に準じた公営企業の経営健全化に取り組むことが求められています。

本市の公営企業は、令和 7 年度決算ではいずれの事業も資金不足は発生しておらず、資金不足比率はありません。

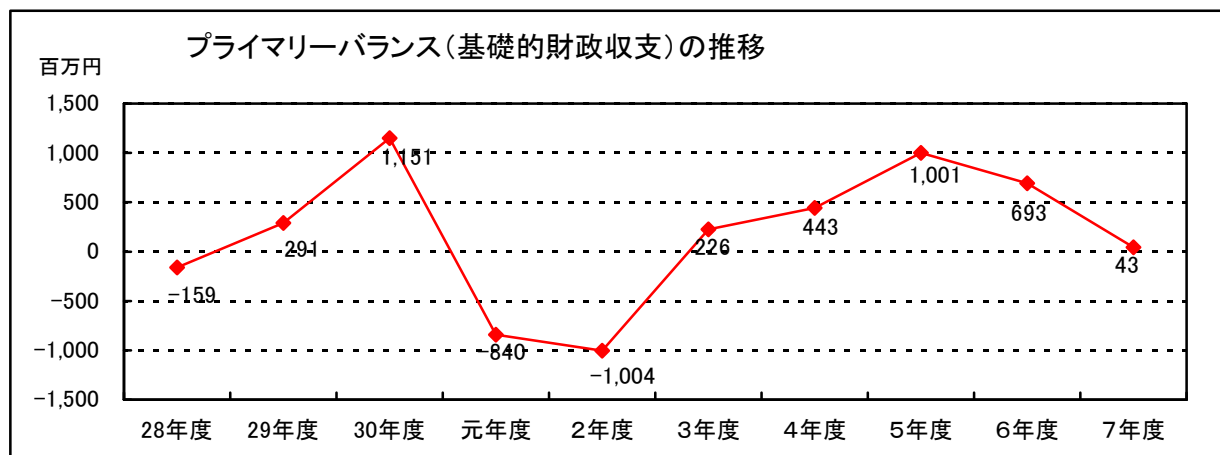
公営企業名	資金不足比率	県内 13 市平均	経営健全化基準
上水道事業	—	—	20%
工業用水道事業	—	—	
公共下水道事業	—	—	

10. プライマリーバランスについて

プライマリーバランスは、政策のために必要となる費用が、その時点の税収などでどれくらい賄われているかを示す指標です。歳入総額から借金などによる収入を差し引いた金額と、歳出総額から過去の借金に対する返済額などを差し引いた金額のバランスを見るもので、そのバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということを表します。逆にプライマリーバランスが赤字であれば、借金返済以外の経費を賄うために新たな市債の発行が必要で、債務残高が増加することを意味します。この場合、将来世代の負担が増加するため、将来を見据えた財政運営が必要となります。

本市のプライマリーバランスは、平成 27・28 年度、令和元・2 年度の 4 カ年間は赤字となっています。その要因は、公益文化施設や防災行政無線の整備、神町小学校移転改築工事などの大型事業の実施に伴い、市債発行額が増加したことによるものです。

令和 3 年度からは、収支バランスが改善し、黒字に転じています。今後もより効果的・計画的な財政運営とプライマリーバランスの確保に努めます。



プライマリーバランス推移

(単位: 百万円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
プライマリーバランス (1)=(2)-(3)-(4)-(5)- (6)+(7)+(8)	-159	291	1,151	-840	-1,004	226	443	1,001	693	43
歳入決算額(2)	23,203	21,860	21,760	22,589	30,181	26,682	25,877	25,638	29,009	29,952
繰越金(3)	615	567	562	1,006	597	692	1,200	968	853	893
市債発行額(4)	2,349	1,585	1,231	2,356	2,824	2,490	1,332	1,086	1,545	2,240
財政調整基金取崩額(5)	30	0	0	0	250	0	0	0	0	0
歳出決算額(6)	22,636	21,298	20,754	21,992	29,489	25,482	24,910	24,785	28,116	28,996
市債償還額(7)	1,915	1,879	1,937	1,924	1,974	1,939	2,007	2,201	2,197	2,216
財政調整基金積立額(8)	353	2	1	1	1	269	1	1	1	4

*プライマリーバランス＝歳入決算額－歳出決算額－市債発行額＋市債償還額

－前年度からの繰越金－財政調整基金取崩額＋財政調整基金積立額